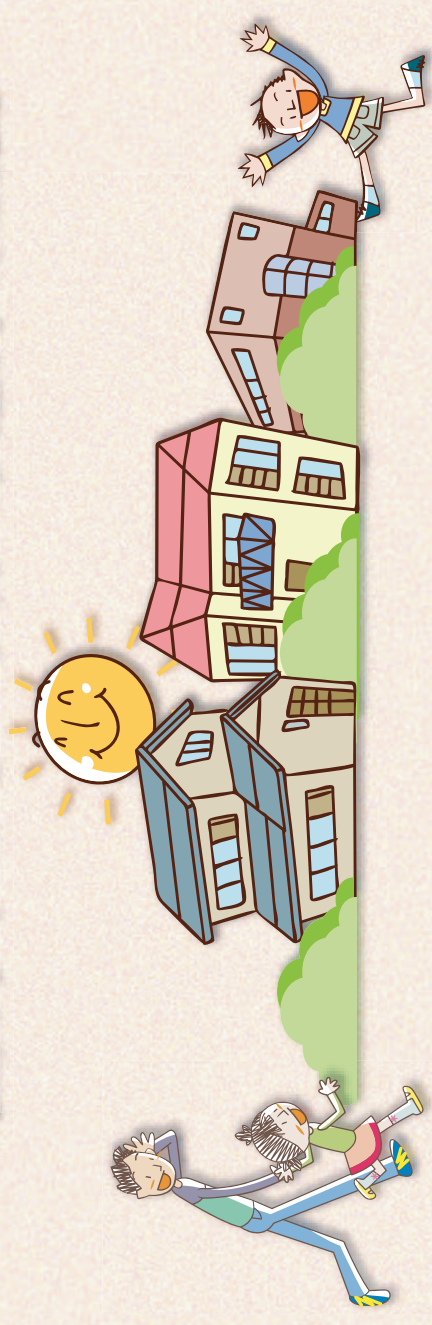


在宅で子育てされている方も含めたすべての子育て家庭を支援するため、親子が交流できる居場所を増やすなど、地域のニーズに応じた多様な子ども・子育て支援を充実させます。

事業名	指標 (単位)	25年度 実績	31年度 確保方策
延長保育事業	利用者数	57人	70人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	月平均 利用者数	200人	280人
子育て短期支援事業	年延べ 利用者数	未実施	実施を検討
地域子育て支援拠点 事業	年延べ 利用者数	20,194人	26,704人
幼稚園における 一時預かり事業	年延べ 利用者数	未実施	実施を検討
保育所等における 一時預かり事業	ファミリー・ サポート・セ ンターの年延 べ利用者数	147人	実施を検討
病児病後児保育事業	年延べ 利用者数	35人	486人
ファミリー・サポ ート・センター (就学児童のみ)	年延べ 利用者数	14人	90人
利用者支援事業	実施 箇所数	—	実施を検討
妊婦健康診査 (妊婦健康診査費用助 成事業)	妊娠届出数	296人	251人 健診回数
乳児家庭全戸訪問事業	訪問数	285人	251人
養育支援訪問事業等	実人数	17人	13人

瑞浪市子ども・子育て支援事業計画



1 計画策定の趣旨

平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子ども・子育て支援の充実に、実を図るため、「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

瑞浪市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に計画を策定します。

「子ども・子育て支援新制度」とは、子ども・子育て支援に関する新しい制度のことで、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域の子ども・子育て支援の充実などを目指しています。この制度では、消費税の引き上げによる財源を活用して、計画的に子ども・子育て支援の量や質の拡充を図るものです。

2 計画の位置づけと期間

この計画は、第6次瑞浪市総合計画に掲げられている「幸せ実感都市 みずなみ〜共に暮らし共に育ち 共に創る〜」の実現を目指し、子ども・子育て支援法に基づく計画として位置づけられます。

この計画は、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

瑞浪市子ども・子育て支援事業計画 概要版 平成27年3月

発行：瑞浪市 編集：民生部 社会福祉課 子育て支援室
〒509-6195 岐阜県瑞浪市上平町1-1 TEL：0572-68-2111 (代)
E-mail：kosodate@city.mizunami.lg.jp